

## 実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	8	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
施策目標	2	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備すること
	II	施設・在宅両面にわたる介護等のサービスが適切に提供される体制を整備すること
担当部局・課	主管部局・課	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
	関係部局・課	

## 1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	平成19年度末までにホームヘルパーを約6万人、デイサービスセンターを約1,600ヶ所、ショートステイを約5,600人分整備すること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
身体障害者ホームヘルプサービス事業、障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業及び精神障害者ホームヘルプサービス事業並びに身体障害者デイサービス事業、在宅知的障害者デイサービス事業及び障害児通園（デイサービス）事業並びに身体障害者短期入所事業、障害児（者）短期入所事業及び精神障害者短期入所事業については、都道府県や市町村が当該事業を実施する際に、事業費の国庫補助を行っている。					
○関連する経費（平成17年度予算額）					
・訪問介護（ホームヘルプサービス）事業（身体・知的・精神） 55,081百万円					
・短期入所（ショートステイ）事業（身体・知的・精神） 7,733百万円					
・日帰り介護（デイサービス）事業（身体障害者日帰り介護事業、在宅知的障害者日帰り介護事業、障害児通園事業） 19,296百万円					
(評価指標の考え方)					
ホームヘルパーの確保人数、デイサービスセンターの設置箇所数及びショートステイの整備量は、実績目標における目標値の達成度を測定する指標である。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
ホームヘルパーの確保人数(常勤換算人員)	37,377	42,722	66,804	86,002	—
デイサービスセンターの設置箇所数	1,052	1,164	1,763	2,162	—
ショートステイの整備量(人分)	3,636	4,126	6,041	7,849	—
(備考)					
・平成15年度より新障害者プランに移行。					
・新旧障害者プランの実績について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課					

にて毎年度調査を実施。

- ・新障害者プランに移行するにあたり、ホームヘルパーの確保人数の内訳に、新たに精神障害者ホームヘルパーが加わった。したがって、平成14年度までのホームヘルパーの確保人数は、旧障害者プランにおいて集計していた身体障害者ホームヘルパー及び障害児・知的障害者ホームヘルパーの確保人数（専任）の実績値の合計である。
- ・平成17年度の数值は、集計中。

## 2. 評 価

### (1) 現状分析

#### 現状分析

平成14年12月に制定された新障害者プランでは、在宅サービスの充実が重点施策として位置づけられている。

平成15年度より支援費制度が始まったことにより、それまでサービスを利用できなかった知的障害者や障害児を中心に利用者が増加したことから、在宅サービスの一層の充実の必要性に応じて、ホームヘルパー、デイサービスセンター及びショートステイといった介護等のサービスが適切に提供される体制の整備が進められてきたところである。

なお、第163回特別国会で成立した障害者自立支援法により、

- ・障害種別を超えて、市町村が中心となって福祉サービスを一元的に提供する仕組みに改め、現行の施設・事業体系を再編し、あわせて「地域生活支援」や「就労支援」のための事業を創設すること（平成18年10月施行、5年間で移行）
- ・地方自治体に対し、必要な障害福祉サービスの見込み量を定めた障害福祉計画の策定を義務付け、計画的なサービス提供体制の整備を図ること（同月施行）

等の制度改正が行われた。

### (2) 評価結果

#### 政策手段の有効性の評価

ホームヘルパーの確保並びにデイサービス及びショートステイの整備については、平成16年度までに各実績目標における目標値のそれぞれ143%、127%及び140%を達成しており、各実績目標を達成するために講じた手段は有効であったと考えられる。

#### 政策手段の効率性の評価

ホームヘルパーの確保並びにデイサービス及びショートステイの整備については、都道府県や市町村が要した事業費について、国が補助をしているものであり、都道府県や市町村は事業、配置の適正性等について審査した上で補助し、国はそれを財政的にバックアップするという形で、役割分担により効率的に事業が実施されているものと考えられる。

#### 総合的な評価

新障害者プランを踏まえ、国庫補助を通じてホームヘルパーの確保並びにデイサービス及びショートステイの整備を効果的かつ効率的に実施することにより、それぞれ

の整備量の目標値を達成しており、「施設・在宅両面にわたる介護等のサービスが適切に提供される体制を整備すること」という施策目標は概ね達成している。

ノーマライゼーションの理念の下、在宅サービスの整備を図ることが重要となっており、障害者自立支援法に基づく施設・事業体系の再編等も視野に入れつつ、今後ともできる限り在宅サービスの整備を推進することとしている。

評価結果分類	分析分類
① 目標を達成した	① 分析が的確に行われている
2 達成に向けて進展があった	2 分析がおおむね的確に行われている
3 達成に向けて進展がみられない	3 分析があまり的確でない

### 3. 特記事項

#### ①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）について、法律案の取りまとめに際し、社会保障審議会障害者部会での議論等を経ている。

#### ②各種政府決定との関係及び遵守状況

##### ○ 障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）（抄）

##### Ⅲ 分野別施策の基本的方向

##### 2 生活支援

##### （2）施設の基本的方向

##### ② 在宅サービス等の充実

##### ア 在宅サービスの充実

ホームヘルプサービス等の在宅サービスを障害者がニーズに応じて利用できるよう、その量的・質的充実に努める。このため、既存事業者の活用とともに、新規事業者が参入しやすい仕組みとする。

ホームヘルプサービスについては、障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び研修を行う。

豊かな地域生活のためには、日中の活動の場としてデイサービスを身近な地域で利用できることが重要であり、デイサービスセンターに加え、学校の空き教室等を利用して、その充実を図る。また、重症心身障害児（者）通園事業については、充実を図る。

##### ○ 重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）（抄）

障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）に沿って、同基本計画の前期5年間（注：平成19年度末まで）において重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を以下のとおり定める。

##### I 重点的に実施する施策及びその達成目標

##### 2 地域基盤の整備

##### （1）生活支援

##### ② 在宅サービス

- ・ ホームヘルパーを約 60,000 人確保する。
  - ・ ショートステイを約 5,600 人分整備する。
  - ・ デイサービスを約 1,600 か所整備する。
- (後略)

③総務省による行政評価・監視等の状況  
なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）  
障害者自立支援法について、「障害者自立支援法案に対する附帯決議」（平成 17 年 10 月 13 日参議院厚生労働委員会）がなされている。

⑤会計検査院による指摘  
なし。